

岩手県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第34号

岩手県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

岩手県スポーツ振興審議会条例（昭和37年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）<u>第18条第5項</u>の規定により、岩手県スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）<u>第18条第6項</u>の規定により、岩手県スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。